

令和4年1月12日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰泉  
母子保健担当理事 三宅

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての  
相談支援体制・医療体制等の維持、確保について

神奈川県医師会より文書が参りましたのでお知らせいたします。

日本医師会常任理事

釜 菡 敏  
宮 川 政 昭  
(公 印 省 略)

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての  
相談支援体制・医療体制等の維持、確保について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛て標記の通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」）の定期接種については、積極的勧奨を差し控えている状態が終了となった旨、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」（令和3年11月29日付（健Ⅱ419F））をもって貴会宛てにご連絡いたしました。

本通知はその後の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論を踏まえ、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」（平成26年10月1日付（地Ⅲ163））。以下「平成26年通知」により選定される協力医療機関及び地域の医療機関に求められる役割を整理したものです。概要は下記のとおりです。

また、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと（キャッチアップ接種）についても、事務連絡「「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における」キャッチアップ接種に関する議論について」をもって、本会に対して周知方依頼がありましたので、併せてご連絡いたします。

## 「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」

### ○協力医療機関に求められる役割について

・地域の医療機関及び厚生労働行政推進調査事業研究班の所属医療機関等と連携し、HPV ワクチン接種後の広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者（以下、「患者」）に対する診療について、地域における中核的な役割を担うこと。

※厚生労働行政推進調査事業研究班の所属医療機関のリスト：

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/medical\\_institution/dl/kyoyroku.pdf](https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/medical_institution/dl/kyoyroku.pdf)

・地域の医療機関から紹介された患者を受け入れるとともに、関係する診療科間で情報共有し診療を実施すること。また、地域の医療機関から患者に係る相談を受けた場合、診療支援などの対応を行うこと。さらに、都道府県と連携しながら、地域の医療機関に対して、HPV ワクチンに関する知見や診療・相談事例等の情報提供に努めること。

・患者に対する診療の結果、より専門性の高い医療が必要と判断した場合、厚生労働行政推進調査事業研究班の所属医療機関の医師に相談の上、必要に応じ適切な医療機関を紹介すること。

・患者の診療に従事する医師等が、厚生労働省が開催する研修会を可能な限り受講できるよう配慮すること。窓口となる診療科のみではなく、関係する診療科の医師等の受講についても配慮することが望ましいこと。

・厚生労働省又は同省の研究班が実施する、協力医療機関の診療実態等を把握するための調査に可能な限り協力すること。

### ○地域の医療機関に求められる役割について

・HPV ワクチン接種を行う医療機関であるか否かにかかわらず、厚生労働省が提供するリーフレットやホームページ（HPV ワクチンに関する Q&A 等）、都道府県や協力医療機関等からの情報等を参考にして、HPV ワクチンに関する最新の知見や、相談支援体制・医療体制等について理解を深めるよう努めることが望ましいこと。

※HPV ワクチンに関する Q&A：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/hpv\\_ga.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/hpv_ga.html)

・HPV ワクチン接種の対象者又はその保護者（以下、「接種対象者等」）から接種についての相談を受けた場合や接種対象者等が接種のために受診した場合には、HPV ワクチンの有効性・安全性等について十分に説明した上で、接種対象者等が接種を希望した場合に接種すること。その際、HPV ワクチンに関する情報が接種対象者等に対して行き届いていない場合があることや、接種に不安を抱いている場合があることに留意すること。

・HPV ワクチン接種を行う医療機関は、接種に必要なワクチンの入手等について、事前に卸売販売業者等と十分に協議等を行うとともに、必要量を考慮した上で、注文及び在庫管理を行うよう留意すること。

・HPV ワクチン接種後に体調の変化等の症状が生じた方が受診した場合は、厚生労働省において作成・公表している「HPV ワクチンの接種に関する医療従事者向けリーフレット」等を参考にして適切に対応するとともに、副反応疑い報告を行うか検討すること。

### 「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における」キャッチアップ接種に関する議論について」

○積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子をキャッチアップ接種の対象とすること。

○キャッチアップ接種の期間は令和4年4月から令和7年3月までの3年間とすること。

○キャッチアップ接種対象者が接種について検討・判断するための、HPV ワクチンの有効性・安全性に関する丁寧かつ確実な情報提供の具体的な方法については追って示されること。

○キャッチアップ接種対象者に対しては、16歳以上の者であることを踏まえ、HPV ワクチンの接種後においても、子宮頸がん予防の観点から、子宮頸がん検診や性感染症対策が引き続き重要である点について、併せて周知していく必要があること。

○キャッチアップ接種に係る予防接種法施行令を改正し、令和4年4月1日から施行される予定であること。

○HPV ワクチンを過去に1回又は2回接種した後、接種を中断し、3回接種のスケジュールを最後まで完了していない者への対応等については、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等において議論され、方針が決定され次第示される予定であること。

(参考)

○第28回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料（令和3年12月23日（木））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00015.html)

○「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」(令和3年12月14日付(健Ⅱ447F) (法安135) 参照)

○「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について」(平成27年10月1日付(地Ⅲ125F))

○ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん(子宮けいがん)とHPVワクチン～

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/>



厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における  
キャッチアップ接種に関する議論について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」（令和3年11月26日健発1126第1号厚生労働省健康局長通知）により「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日健発0614第1号、令和2年10月9日健発1009第1号一部改正厚生労働省健康局長通知）を廃止したところであるが、同通知を廃止するまでの間、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方が存在する。こうした方に対して公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこと（以下「キャッチアップ接種」という。）について、第26回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において議論が開始され、第27回同分科会において、その対象者及び期間について意見が取りまとめられた。今般、同分科会での議論を踏まえ、その内容等について下記のとおり整理の上、お知らせする。

各自治体におかれては、下記の内容について御了知いただき、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」（令和3年12月28日健健発1228第1号厚生労働省健康局健康課長通知）において維持、確保をお願いする相談支援体制・医療体制にも御配意の上、キャッチアップ接種の実施に向けた接種体制の構築に取り組んでいただくとともに、貴管下関係機関等への周知をお願いする。

#### 1. キャッチアップ接種の対象者について

HPVワクチンの積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子をキャッチアップ接種の対象とする。

#### 2. キャッチアップ接種の期間について

キャッチアップ接種対象者の接種機会の確保や、地方自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、キャッチアップ接種の期間は令和4年4月から令和7年3月までの3年間とする。

#### 3. キャッチアップ接種対象者への周知・勧奨方法について

第27回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、キャッチアップ接種については、対象者が接種について検討・判断できるよう、HPVワクチンの有効性・安全性（ベネフィットとリスク）について、丁寧かつ対象者に確実に情報提供を実施していくことが重要であるとされたところであり、具体的な方法については追ってお示しする。

なお、キャッチアップ接種対象者に対しては、16歳以上の者であることを踏まえ、HPVワクチンの接種後においても、子宮頸がん予防の観点から、子宮頸がん検診や性感染症対策が引き続き重要である点について、併せて周知していく必要がある旨申し添える。

#### 4. その他

1～3にお示しした内容を踏まえ、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）を改正し、令和4年4月1日から施行する予定である。

HPVワクチンを過去に1回又は2回接種した後、接種を中断し、3回接種のスケジュールを最後まで完了していない者への対応等については、専門家の知見に基づく議論を要する課題であることから、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等において議論し、方針が決定し次第、速やかにお示しする予定である。

以上